

光ディスクによる給与支払報告書の 調製の方法と提出の手引

＜問い合わせ先＞

足立区 区民部 課税課 課税第二係

（代表） 03-3880-5111

（内線） 1572

光ディスクによる給与支払報告書の提出を希望される事業所（特別徴収義務者）につきましては、下記の要領で手続きをお願いします。

1 光ディスクのテストについて

（１）テスト用光ディスクの提出及びテスト

初めて光ディスクでの提出を希望する場合、事務の正確性を図るため、以下の手順で電算処理の読み取りテストを行います（テストを希望しない場合は、テストを省略することも可能とします。）。テスト用光ディスクを提出してください。テストの結果、レコードの記録方法等に不備があった場合はお電話にてご連絡いたします。必要に応じて、光ディスクの再提出を行ってください。

（テスト等の手順）

① 給与支払報告書用光ディスク（テスト用）の提出

↓ 給与支払報告書の提出期限の３ヶ月前

② 提出された光ディスクの読み取りテスト

↓

③ 最終調整 12 月末まで

（２）テストの結果について

足立区では、光ディスクの規格等の申請内容が区の規格に添い、読み取りテストに問題がなければ、書面にてお知らせします。ただし、光ディスクの規格等が区の規格と異なる場合、再提出をお願いする場合があります。

2 光ディスクの提出について

（１）光ディスクの提出本数

提出するディスクの枚数は、事業所（特別徴収義務者）単位で正副２枚の合計２枚を提出してください（税額通知データの送付はありません。空ディスクは不要です。）。

現在足立区では、磁気ディスク（FD及びMO）での提出は受け付けておりません。光ディスク（CD及びDVD）をお使いいただきますようお願いいたします。

(2) 光ディスクの提出方法

光ディスクの提出は、次の①、②のどちらかの方法とします。

- ① 特別徴収義務者が、足立区の課税課窓口へ直接持参する方法
- ② 郵便等により送付する方法
※②の場合、光ディスクの破損等の事故がないよう梱包には十分注意してください。また、マイナンバー制度導入に伴う個人情報漏洩等を防ぐため、必ず受領の確認ができる方法としてください。

(3) 光ディスクの調製及び提出に係る費用負担

光ディスクの購入、光ディスクの調製及び提出に係る費用は、特別徴収義務者の負担となります。

(4) 光ディスク提出前の事前チェックについて

光ディスクを提出する特別徴収義務者は、提出前に、次の事項を必ずチェックしてください。

- ① eLTAX で給与支払報告書の提出が可能な場合は、eLTAX を利用すること。
- ② ファイルがコンピューター・ウイルスに感染していないこと。
- ③ 外部ラベル（別紙 3 参照）に記載している提出件数が、当該外部ラベルを貼付している光ディスク内に記録されているレコード件数と一致すること。
- ④ 個々の記録レコードが、すべて 143 項目で構成されており、かつ、項目ごとの記録文字制限及び特記事項に合致していること。
- ⑤ 各項目内においては、カンマ「,」が使用されていないこと。

(5) 書面による給与支払報告書を提出する必要がある場合

光ディスクにより給与支払報告書を提出する場合、書面による提出は必要ありませんが、①～③に該当する者については、別途、書面で給与支払報告書を提出してください（給与支払報告書等について電子での提出義務がある事業所等につきましては書面ではなく光ディスクで提出してください。）。

- ① 既に提出済の光ディスクの記録内容について訂正が必要となった者
- ② 再年末調整を行った者
- ③ データは光ディスクに記録されていないが、報告が必要であることが判明した者

3 特別区民税・都民税の税額の通知について

光ディスクによる給与支払報告書の提出を行った特別徴収義務者に対する特別区民税・都民税の税額通知は、毎年5月中旬に書面（特別徴収税額通知書）をもって行います。税額通知をCD及びDVDに記録して返送することはできませんので、電子データで税額通知が必要な場合、eLTAXをご利用ください。提出者と事業所（特別徴収義務者）が違う場合は事業所（特別徴収義務者）へ送付します。

4 その他

（1）光ディスクの再提出について

一度提出した光ディスクの内容に不備があった場合には、課税課と相談のうえ書面による再提出、または、光ディスクの再提出を行ってください（給与支払報告書等について電子での提出義務がある事業所等につきましては、書面ではなく光ディスクでの再提出となります。）。

（2）光ディスクの提出にあたっての留意事項

- ① 提出された光ディスクは返却いたしません。他の賦課資料とともに、厳重に保管いたします。
- ② やりとりによって得たデータの漏えい、目的外使用、データの目的外複写等がおこなわれないよう注意してください。

（3）eLTAXで給与支払報告書の提出が可能な場合

個人情報漏洩を防ぐ等の理由により、eLTAXで提出をお願いいたします。

別紙 1

1 光ディスクの規格

項目 \ 種類		C D	D V D
光ディスク等の規格等	サイズ	12 c m	12 c m
	規格	C D－R	D V D－R
	記憶容量	650MB	片面 4.7 G B
	フォーマット	ISO 9660 (Level2) / Joliet ※	
	記録形式	C S V (カンマ区切形式)	
	記録コード	シフト J I S	
	漢字水準	J I S の第 1 水準及び第 2 水準	

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

2 ファイルの仕様

ファイル名

「315dat**.txt」とします。

ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により「01」～「99」を記録します。

(例) 2 枚のディスクに分けて提出する場合

1 枚目のディスクに格納するファイル 315dat01.txt

2 枚目のディスクに格納するファイル 315dat02.txt

レコードの作成要領

項目 番号	項目名	記録要領	入力文字基準	特記事項
1	法定資料の種類	「315」を記録する。	半角 3 文字	すべてのレコードについて、半角文字で「315」と記録すること。
2	整理番号1	税務署から連絡されている「整理番号1 (10桁の数字)」を記録する (ブランクでも差し支えない。)	半角 10 文字	
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号 (一連番号、支店番号等) を記録する。	半角 5 文字以内	
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。	全角 60 文字以内	
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	全角 30 文字以内	
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。	半角 15 文字以内	市内外局番の区切りは、半角ハイフン「-」で記録すること。
7	整理番号2	税務署から連絡されている「整理番号2 (13桁の数字)」を記録する (ブランクでも差し支えない。)	半角 13 文字	
8	提出者の住所(居所)又は所在地	ブランクとする。	全角 60 文字以内	
9	提出者の氏名又は名称	ブランクとする。	全角 30 文字以内	
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを訂正(取消しを含む。)するためのレコードの場合には「1」を、その他の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	「1」を記録した場合、総括表に「訂正分」か「取消し分」の該当する方の文言を記録してください。
11	年分	支払の年を和暦で記録する。なお、元年分～9年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。	半角 2 文字	当該年度分以外の年分以外は記録しないこと。当該年度以外の年分を提出する場合は、ディスクではなく別途書面による給与支払報告書を作成し、提出すること。
12	支払を受ける者	住所又は居所	全角 60 文字以内	給与等の支払を受けた翌年の1月1日現在の住所又は居所を記録すること。
13		国外住所表示	半角 1 文字	必ず、「0」又は「1」を記録すること。
14		氏名	全角 30 文字以内	姓と名の間には、必ず全角スペースを1文字記録すること。
15		役職名	全角 15 文字以内	

レコードの作成要領

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	特記事項
16	種別	同上	全角 10 文字以内	
17	支払金額	同上 (注)未払金額を含む。	半角 10 文字以内	支払った給与がない場合は、「0」を記録すること。
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字以内	
19	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	同上	半角 10 文字以内	
20	所得控除の額の合計額	同上	半角 10 文字以内	
21	源泉徴収税額	同上 (注)未徴収税額を含む。	半角 10 文字以内	
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字以内	
23	(源泉)控除対象配偶者の有無	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。	半角 1 文字	
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	
25	配偶者(特別)控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字以内	
26	控除対象扶養親族の数	特定扶養親族の数／主	半角 2 文字以内	
27		特定扶養親族の数／従	半角 2 文字以内	
28		老人扶養親族の数／主	半角 2 文字以内	
29		老人扶養親族の数／上の内訳	半角 2 文字以内	
30		老人扶養親族の数／従	半角 2 文字以内	
31		その他の扶養親族の数／主	半角 2 文字以内	
32		その他の扶養親族の数／従	半角 2 文字以内	
33	障害者の数	特別障害者	半角 2 文字以内	
34		上の内訳	半角 2 文字以内	
35		その他	半角 2 文字以内	

レコードの作成要領

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	特記事項
36	社会保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字以内	
37	上の内訳	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字以内	
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字以内	
39	地震保険料の控除額	同上	半角 10 文字以内	
40	住宅借入金等特別控除等の額	同上	半角 10 文字以内	
41	旧個人年金保険料の金額	同上	半角 10 文字以内	
42	配偶者の合計所得	同上	半角 10 文字以内	
43	旧長期損害保険料の金額	同上	半角 10 文字以内	
44	受給者元号	昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」その他は「9」を記録する。	半角 1 文字	必ず、「1」「2」「3」「4」「5」「9」のいずれかを記入すること。
45	の生年	それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。	半角 2 文字	和暦で記録すること。
46	月		半角 2 文字	
47	日		半角 2 文字	
48	夫あり	ブランクとする。	半角 1 文字	
49	未成年者	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	
50	乙欄適用	同上	半角 1 文字	
51	本人が特別障害者	同上	半角 1 文字	
52	本人がその他の障害者	同上	半角 1 文字	
53	老年者	ブランクとする。	半角 1 文字	
54	寡婦	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	
55	寡夫	記録しないでください。	半角 1 文字	
56	勤労学生	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	
57	死亡退職	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	
58	災害者	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	
59	外国人	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	

レコードの作成要領

項目番号	項目名		記録要領	入力文字基準	特記事項
60	中途就・退職	中途就職・退職の区分	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。	半角 1 文字	必ず、「0」「1」「2」のいずれかを記録すること。
61		年		半角 2 文字	和暦で記録すること。
62		月		半角 2 文字	
63		日		半角 2 文字	
64	他の支払者	住所(居所)又は所在地	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。	全角 60 文字以内	
65		国外住所表示	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。	半角 1 文字	
66		氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。	全角 30 文字以内	
67		給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字以内	
68		徴収した金額	同上	半角 10 文字以内	
69		控除した社会保険料の金額	同上	半角 10 文字以内	
70	災害者に係る徴収猶予税額		同上	半角 10 文字以内	
71	他の支払者のもとを退職した年月日	年	同上 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。	半角 2 文字	和暦で記録すること。
72		月		半角 2 文字	
73		日		半角 2 文字	
74	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日(1回目)	年	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。	半角 2 文字	和暦で記録すること。
75		月		半角 2 文字	
76		日		半角 2 文字	
77	住宅借入金等特別控除適用数		年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。	半角 1 文字	例) 租税特別措置法第 41 条第 1 項と同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項の適用がある場合は「2」を記録する。

レコードの作成要領

	項目名	記録要領	入力文字基準	特記事項
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字 以内	
79	住宅借入金等特別控除区分(1 回目)	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 ただし、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第 41 条第 18 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について記録する。	半角 2 文字	
80	住宅借入金等の額(1 回目)	租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定にする増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 13 項若しくは第 16 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。	半角 8 文字 以内	

レコードの作成要領

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	特記事項
81	住宅借入金等	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2 回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。	半角 2 文字	和暦で記録すること。
82	特別控除適用		半角 2 文字	
83	家屋居住年月日(2 回目)		半角 2 文字	
84	住宅借入金等特別控除区分(2 回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 ただし、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おつて、租税特別措置法第 41 条第 18 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。	半角 2 文字	
85	住宅借入金等の額(2 回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項、第 10 項、第 13 項若しくは第 16 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。	半角 8 文字 以内	

レコードの作成要領

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	特記事項
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3 回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目) × ×」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目) × × 年 × × 月 × × 日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目) × × × 円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、生年月日(「元号」)については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。)、住所(同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。)、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族が 30 歳未満又は 70 歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を 38 万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「1」又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「2」を記録する。	全角 300 文字以内	
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字以内	
88	旧生命保険料の金額	同上	半角 10 文字以内	
89	介護医療保険料の金額	同上	半角 10 文字以内	
90	新個人年金保険料の金額	同上	半角 10 文字以内	
91	16 歳未満扶養親族の数	同上	半角 2 文字以内	
92	国民年金保険料等の金額	同上	半角 10 文字以内	
93	非居住者である親族の数	同上	半角 2 文字以内	
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	提出義務者の個人番号(12 桁の数字)又は法人番号(13 桁の数字)を記録する。	半角 13 文字以内	
95	支払を受ける者の個人番号	支払を受ける者の個人番号(12 桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	

レコードの作成要領

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	特記事項
96	フリガナ	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。	全角 30 文字以内	
97	(源泉・特別)氏名	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。	全角 30 文字以内	
98	控除対象配偶者 区分	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角 2 文字	
99	個人番号	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	
100	控除対象扶養親族 フリガナ	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。	全角 30 文字以内	
101	(1)氏名	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。	全角 30 文字以内	
102	控除対象扶養親族(1) 区分	控除対象扶養親族(1)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払いを 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角 2 文字	控除対象扶養親族(1)
103	個人番号	控除対象扶養親族(1)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	
104	控除対象扶養親族(2) フリガナ	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。	全角 30 文字以内	
105	氏名	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。	全角 30 文字以内	
106	区分	控除対象扶養親族(2)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払いを 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角 2 文字	

レコードの作成要領

項目 番号	項目名		記録要領	入力文字基準	特記事項
107		個人番号	控除対象扶養親族(2)の個人番号 (12 桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	
108	控除 対象 扶養 親族 (3)	フリガナ	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガ ナを記録する。	全角 30 文字 以内	
109		氏名	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録す る。	全角 30 文字 以内	
110		区分	控除対象扶養親族(3)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には 「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未 満かつ留学により国内に住所及び居所 を有しなくなった者の場合には「02」、非 居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害 者の場合には「03」、非居住者で 30 歳 以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を 受けようとする居住者からその年にお いて生活費又は教育に充てるための支 払いを 38 万円以上受けている者の 場合には「04」、それ以外の場合には 「00」を記録する。	半角 2 文字	
111	控除 対象 扶養 親族 (3)	個人番号	控除対象扶養親族(3)の個人番号 (12 桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	
112	控 除 対 象 扶 養 親 族 (4)	フリガナ	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガ ナを記録する。	全角 30 文字 以内	
113		氏名	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録す る。	全角 30 文字 以内	
114		区分	控除対象扶養親族(4)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には 「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未 満かつ留学により国内に住所及び居所 を有しなくなった者の場合には「02」、非 居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害 者の場合には「03」、非居住者で 30 歳 以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を 受けようとする居住者からその年にお いて生活費又は教育に充てるための支 払いを 38 万円以上受けている者の 場合には「04」、それ以外の場合には 「00」を記録する。	半角 2 文字	
115		個人番号	控除対象扶養親族(4)の個人番号 (12 桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	
116	1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族 (1)	フリガナ	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリ ガナを記録する。	全角 30 文字 以内	
117		氏名	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録 する。	全角 30 文字 以内	
118		区分	16 歳未満の扶養親族(1)が非居住者 の場合には「01」、それ以外の場合には 「00」を記録する。	半角 2 文字	
119		個人番号	16 歳未満の扶養親族(1)の個人番号 (12 桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	

レコードの作成要領

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	特記事項
120	16歳未満の扶養親族(2) フリガナ	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。	全角 30 文字以内	
121	16歳未満の扶養親族(2) 氏名	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。	全角 30 文字以内	
122	16歳未満の扶養親族(2) 区分	16歳未満の扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角 2 文字	
123	16歳未満の扶養親族(2) 個人番号	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	
124	16歳未満の扶養親族(3) フリガナ	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。	全角 30 文字	
125	16歳未満の扶養親族(3) 氏名	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。	全角 30 文字以内	
126	16歳未満の扶養親族(3) 区分	16歳未満の扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角 2 文字以内	
127	16歳未満の扶養親族(3) 個人番号	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	
128	16歳未満の扶養親族(4) フリガナ	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。	全角 30 文字	
129	16歳未満の扶養親族(4) 氏名	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。	全角 30 文字以内	
130	16歳未満の扶養親族(4) 区分	16歳未満の扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角 2 文字以内	
131	16歳未満の扶養親族(4) 個人番号	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。	半角 12 文字	

レコードの作成要領

項目 番号	項目名	記録要領	入力文字基準	特記事項
132	5 人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。	全角 100 文字 以内	
133	5 人目以降の 16 歳未 満の扶養親族の個人番号	同上	全角 100 文字 以内	
134	普通徴収	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	必ず「0」又は「1」を記録すること。
135	青色専従者	同上	半角 1 文字	
136	条約免除	同上	半角 1 文字	
137	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。	半角 60 文字 以内	姓と名の間には、必ず半角スペースを1文字記録すること。
138	受給者番号	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。	半角 25 文字 以内	
139	提出先市区町村コード	「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和 45 年行政管理庁告示第 44 号)」の該当コードを記録する。	半角 6 文字	すべてのレコードについて、「131211」を記録すること。
140	指定番号	特別徴収義務者の前年の住民税に係る各提出先市区町村の設定した番号を記録する。	半角 12 文字 以内	すべてのレコードに足立区の指定番号を記録すること。足立区の指定番号を交付されていない場合は、事前に交付を受けたうえで記録すること。
141	基礎控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字 以内	
142	所得金額調整控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角 10 文字 以内	
143	ひとり親	該当する場合には、「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角 1 文字	

1 各項目共通

- (1) **半角文字の「,(カンマ)」は、各項目の区切り以外には絶対に使用しないでください** (CSV 形式では必ず「,(カンマ)」で各項目が区切られている必要があります)。

特に、金額を記録する項目について、数字の間に「,(カンマ)」を入れることのないよう注意してください。

(例) 支払金額 (項目番号 17) に 120 万円を記録する場合

× 1,200,000

○ 1200000

- (2) 記録すべき事項がない場合は、その項目の記録を省略して区切りを表す半角文字の「,(カンマ)」を記録してください。ただし、当該項目の入力文字基準に沿った文字数分のスペースを記録することは差し支えありません。

(例) 半角 10 文字の項目に記録すべき事項がない場合

○ 前の項目,,後の項目

○ 前の項目,△△△△△△△△,後の項目

× 前の項目,□□□□□□□□□□,後の項目

(注) 「△」は半角スペース 1 文字分、「□」は、全角スペース 1 文字分を表す。

- (3) 記録する場合は、必ず当該項目の入力文字基準 (全角・半角別、及び文字数の制限) に従ってください。

全角を記録すべき項目に半角文字を記録したり、記録文字数が 30 文字以内の項目に 30 文字を超える文字数を記録するといったことはできません。

2 住所、居所又は所在地

- (1) 都道府県名から順次記録してください。ただし、都道府県名については省略しても差し支えありません。

(例) ○ 東京都中央区銀座 1-1-1

○ 中央区銀座 1-1-1

○ 大阪市中央区大手前 2-2-2

× 中央区大手前 2-2-2 → ○ 大阪市中央区大手前 2-2-2

(注) 政令指定都市については、市名を省略しない。

(2) 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録してください。

- (例) × 名古屋市港区アキハ 1-1-1 → ○ 名古屋市港区秋葉 1-1-1
× 名古屋市港区あきは 1-1-1 → ○ 名古屋市港区秋葉 1-1-1
○ 名古屋市港区いろは町 2-2-2

(3) ～県、～市、～村等の「県」「市」「村」等の文字については、省略したり句読点等による記録をしないでください。

- (例) × 神奈川 横浜 港北 新横浜 1-1-1
× 神奈川、横浜、港北、新横浜、1-1-1
○ 神奈川県横浜市港北区新横浜 1-1-1

(4) 都道府県、市区町村、字等の間に区切りは必要ありません。ただし、区切りを入れる場合は、全角スペース 1 文字のみ可とします。

- (例) ○ 神奈川県横浜市港北区新横浜 1-1-1
○ 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□ 1-1-1
× 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1-1-1
× 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□ 1-1-1

(注) 「□」は、全角スペース 1 文字分を表す。

(5) 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「-」「～」「・」(全角)のみ使用できるものとします。

- (例) ○ 千代田区丸の内 1-1-1
○ 千代田区丸の内 1～1～1
× 千代田区丸の内 1、1、1

(6) 「様方」「気付」は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しないでください。

(7) 郵便番号は記録しないでください。

3 氏名又は名称

(1) 個人の姓と名の間には、全角スペース 1 文字分を記録してください。ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えありません。

(2) 個人の肩書等は記録しないでください。

(例) × 税理士 自治 太郎 → ○ 自治 太郎

(3) 法人の代表者名等は記録しないでください。

(例) × 地方産業株式会社 代表取締役 自治 太郎 → ○ 地方産業株式会社

(4) 法人の組織名については、次の略称を使用しても差し支えありません。ただし、この場合には、必ずカッコ「(」「)」を付けてください。

(例) ○ 地方産業 (株) ○ (株) 地方産業

○ 地方産業 (株) ○ (株) 地方産業

× 地方産業 株) × (株 地方産業

× 地方産業／株 × 株、地方産業

組織名	略称	組織名	略称
株式会社	株、KK、カ、カブ	企業連合	企業、企、キ、キギョウ
有限会社	有、UK、ユ、ユウ	組合連合会	組連、クミレン
合資会社	資、シ	財団法人	財、ザイ
合名会社	名、メ、メイ	社団法人	社、シャ
医療法人	医、イ	社会福祉法人	福、フク
協同組合	協、キョウ	宗教法人	宗、シュウ
農業協同組合	農、ノウ	学校法人	学、ガク
漁業協同組合	漁、ギョ		

4 外字等の取扱い

J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」とします）は、次のような扱いとします。

- （1）記号、マル付き数字、カッコ付き漢字等は、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の全角文字に変換してください。

（例）「株」（拡張文字の株） → 「(株)」（全角文字のカッコと株 3 文字）

「⑩」（拡張文字の⑩） → 「1 0」（全角文字の 1 と 0 2 文字）

- （2）人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、その人名等を全角のカナで記録してください。

- （3）外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換してください。

（例）「大藏」 → 「大蔵」

「齊藤」 → 「斉藤」

5 その他

- （1）「訂正表示（項目番号 10）」については、提出済みの誤りレコードを訂正（取消しを含む。）するためのレコードの場合には、「1」を、その他の場合には、「0」を記録してください。また「1」を記録した場合には、総括表に訂正か、取消しかの記載もしてください。ご協力お願いします。

- （2）「年分（項目番号 11）」については、当該年度以外の年分を記録しないでください。例）令和 3 年度提出分の場合

○ 「02」

× 「01」

- （3）「受給者番号（項目番号 138）」について、半角文字の「%（パーセント）」を使用している場合は、事前にご相談ください（当区システムの処理に影響するため）。

- （4）その他、各項目の記録方法については、必ず別紙 2-1 「レコードの作成要領」に従ってください。

光ディスクに添付する外部ラベルの書式

1 記載項目

提出する媒体には、次の事項を明示してください。

(1) 光ディスク

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を油性のフェルトペン等で記載してください。

※ 筆先の硬い筆記用具は使用しないでください。

【記載事項】

記載項目名	記載上の注意
提出先市区町村名	「足立区」と記載してください。
提出者名	ディスクに記録されている「提出者の氏名又は名称（項目番号5）」を記載してください。
提出者住所	ディスクに記録されている「提出者の住所又は所在地（項目番号4）」を記載してください。
指定番号	ディスクに記録されている「指定番号（項目番号140）」を記録してください。 一括提出の場合は、提出者の指定番号の後に続けて収録した特別徴収義務者数合計を「他全**名（**は数字）分」と記載してください。
個人番号又は法人番号	ディスクに記録されている「提出義務者の個人番号又は法人番号（項目番号94）」を記載してください
提出件数	ディスクに記録した総レコード件数を記載してください。複数ディスクにわたる場合は、総レコード件数の後に、当該ディスクの収録レコード件数をカッコ書きで記載してください。
提出年月日	
正本・副本の区別	
訂正区分	ディスクに記録されている「訂正区分（項目番号10）」に「2」が記録されている場合、当てはまる方を選択してください。

2 外部ラベルの例

提出先市区町村名：

提出者名：

提出者住所：

肩書：

指定番号：

個人番号又は法人番号：

提出件数：

提出年月日：

☐ 正本 ☐ 副本

☐ 訂正分 ☐ 取消し分